

島根県原子力防災ネットワークシステム
機器賃貸借

入札説明書

令和 7 年 6 月

島 根 県

目 次

1 入札に付する事項	・ ・ ・ ・ ・ 1
2 事務担当部局	・ ・ ・ ・ ・ 1
3 入札に参加する者に必要な資格	・ ・ ・ ・ ・ 1
4 入札参加資格確認申請	・ ・ ・ ・ ・ 2
5 入札、開札の手續等に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 2
6 契約	・ ・ ・ ・ ・ 5
7 質問等	・ ・ ・ ・ ・ 5
添付資料	
（1）仕様書	・ ・ ・ ・ ・ 別冊
（2）入札書に関する注意事項	・ ・ ・ ・ ・ 6
（3）入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・ 7
（4）賃貸借契約書（案）	・ ・ ・ ・ ・ 8
（5）暴力団排除に係る特記事項	・ ・ ・ ・ ・ 1 1
関係様式	
（様式1）入札参加資格確認申請書	・ ・ ・ ・ ・ 1 3
（様式2）委任状	・ ・ ・ ・ ・ 1 4
（様式3）入札書	・ ・ ・ ・ ・ 1 5
（様式4）入札辞退届	・ ・ ・ ・ ・ 1 7
（様式5）入札説明書及び入札仕様書に対する質疑票	・ ・ ・ ・ ・ 1 8
（様式6）入札保証金の免除に関する誓約書	・ ・ ・ ・ ・ 1 9
（様式7）契約保証金の免除に関する誓約書	・ ・ ・ ・ ・ 2 0
（様式8）誓約書	・ ・ ・ ・ ・ 2 1

この入札説明書は、本県が発注する島根県原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借に関して、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）、物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第 83 号）、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）、本件に係る入札公告のほか、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を示すものである。

1. 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
島根県原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借 一式
- (2) 入札案件の仕様等
別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間
 - ①納入期限
令和 8 年 3 月 31 日（火）
 - ②賃貸借期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- (4) 納入場所
島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁ほか
（詳細は、仕様書による。）

2. 担当部局

〒690－8501 島根県松江市殿町 1 番地
島根県防災部原子力安全対策課原子力防災対策室
TEL 0852－22－5668 FAX 0852－22－5600
メールアドレス gen-an@pref.shimane.lg.jp

3. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札参加資格
次の①から⑧のすべての項目に該当すること。
 - ①地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - ②地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
 - ④物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「4 機械器具類」小分類「（5）電気通信機器」）に登録され

ている者であること。

- ⑤島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- ⑥島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- ⑦入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。
- ⑧24 時間の保守体制を有し、故障発生連絡から 1 時間以内に現地に係員が到着して対応できること。

4. 入札参加資格確認申請

(1) 提出書類

- ①入札参加資格確認申請書（様式 1）
- ②添付資料
 - ア 会社概要
 - イ 入札に当たって代理人を定める場合は、委任状（様式 2）
（入札前に入札会場での提出も可）
 - ウ 入札保証金の免除を受けようとする場合は、入札保証金の免除に関する書類
 - エ 誓約書（様式 8）
 - オ 納入するシステムの機器一覧表
（品名、型番、メーカー名、数量等が記載されたもので、様式は任意。機器の仕様がわかる資料（カタログ等）を添付すること。）
 - カ システム納入後の保守サポート体制を明記したもの
（障害・故障の受付から復旧までのフローチャートで、様式は任意。なお、24 時間体制でサポートできること及び障害・故障の受付から原則 1 時間以内に係員が納入場所に到着し対応が開始できる体制とすること。）

(2) 提出方法等

- ①提出方法：持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）
- ②提出期限：令和 7 年 7 月 4 日（金）正午
- ③提出先：上記 2 の担当部局

(3) その他

- ①申請書、添付資料の提出部数は 1 部とする。
- ②提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
また、提出された書類に不備があり、補正することを求められた場合は、これに応じなければならない。
- ③入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は令和 7 年 7 月 9 日（水）までに郵送、ファクシミリ又はメールにて通知する。
- ④資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。
- ⑤提出された資料は返却しない。
- ⑥期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5. 入札、開札の手続等に関する事項

(1) 入札方法等

- ①入札書

入札は、入札書（様式3）により行うものとする。

入札書の記載等にあたっては次の事項に注意すること。

ア 電報、ファクシミリ、電話等による入札は認めない。

イ 入札者（入札権限等を委任された代理人（以下「受任者」という。）を含む。以下同じ。）は、封印された入札書を入札箱へ投函しなければならない。

ウ 入札者は、本案件に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もること。
なお、入札金額は、仕様書に記載した機器賃貸借に係る月額賃借料の60ヶ月分の合計額とする。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

②代理人による入札

代理人により入札するときは、委任状（様式2）が提出されていること。

（2）入札書の提出

①提出方法

ア 持参又は郵送（書留等配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

イ その他、別添「入札書に関する注意事項」を参照すること。

②提出期限

令和7年7月16日（水） 午前10時

ただし、郵送の場合は、令和7年7月16日（水）午前9時までに到着していること。

③場所

令和7年7月15日（火）までは上記2の担当部局とし、それ以降は5（4）②の場所とする。

④その他

入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

（3）入札保証金

①入札参加者が見積もる契約希望金額を契約に係る賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。（別添「入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて」を参照すること。）

②入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。

③入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおり。

ア 納付場所

島根県松江市殿町1番地 出納局審査指導課審査第一係

イ 納付時期

令和7年7月16日（水） 午前9時から午前10時まで

④入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

⑤入札保証金は、地方自治法第234条第4項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、島根県に帰属する。

（4）開札

①日時

令和7年7月16日（水） 午前10時

②場所

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県庁6階 防災センター室

③開札の方法

開札は、入札者又はその代理人及び島根県防災部原子力安全対策課職員の立ち会いのもと行う。これらの者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(5) 落札者の決定方法

①島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

②落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がある場合には、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) 再度入札

①開札の結果、予定価格の制限の範囲内での応札がない場合は、当該開札の終了後、直ちに再度の入札を行う。

②再度入札は、2回まで行うものとする。

③入札参加者のうち、再度入札に参加しない者は、入札の場所を退場しなければならない。

④再度入札を行う場合において、前の入札に参加しなかった者は、再度入札に参加できない。

⑤再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

(7) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(8) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(9) 入札辞退

入札参加資格の確認結果の通知を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行前にあつては入札辞退届（様式4）を入札執行前までに上記2の担当部局へ提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者へ提出すること。

(10) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部原子力安全対策課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

6. 契約

- (1) 契約書作成の要否
要する。
- (2) 契約条項
別添「契約書（案）」のとおりとする。
- (3) 契約の締結
 - ①落札者が決定したときは、14 日以内に契約を締結するものとする。
 - ②知事が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
 - ③本件の調達手続きに関し、島根県政府調達苦情検討委員会からの要請又は提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、又は契約を解除することがある。
- (4) 契約保証金
 - ①契約金額を契約に係る賃貸借期間の月数で除し、12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。（別添「入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて」を参照すること。）
 - ②契約保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定を準用する。
 - ③入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおり。
 - ア 納付場所
上記 5（3）③アの場所
 - イ 納付時期
落札の日から 14 日以内
 - ④契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。
- (5) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

7. 質問等

- (1) 入札説明書及び入札仕様書に関して質疑事項がある場合は、質疑票（様式 5）により提出すること。
- (2) 提出期限並びに提出場所及び提出方法は、次のとおりとする。
 - ①提出期限
令和 7 年 6 月 20 日（金）正午まで（郵送の場合は必着）
 - ②提出場所
上記 2 の担当部局とする。
 - ③提出方法
持参、郵送、ファクシミリ又はメールにより提出すること。
- (3) 回答については、随時行う。
- (4) なお、入札後、入札仕様関連書類等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。